川越市教育委員会第14回定例会会議録

- 1 会議の場所 川越市教育委員会 教育委員会室
- **2 開 会** 令和 2 年 3 月 2 4 日 午後 2 時 3 5 分
- 4 **教育長並びに出席した委員** 新保正俊、梶川牧子、長谷川 均、黒田弘美、嶋野 道弘
- 5 欠席委員 なし
- 6 教育長の職務を行った者 教育長新保正俊
- 7 説明のため出席した者 教育総務部長中沢雅生、学校教育部長中野浩義、教育 総務部副部長兼教育財務課長松本和弘、学校教育部副部長兼教育指 導課長内野博紀、教育総務部参事兼中央公民館長久津間義雄、学校 教育部参事兼学校管理課長梶田英司、学校教育部参事兼教育センタ 一所長横山敦子、教育総務課長若林昭彦、地域教育支援課長福井康 司、文化財保護課長田中敦子、中央図書館長鳥海睦美、博物館長大 澤 健、学校給食課長鈴木勝行、市立川越高等学校事務長松本陽介

8 前回会議録の承認

令和元年度第9回定例会会議録を承認した。なお、第10回定例会会議録、第11 回定例会会議録、第12回臨時会会議録及び第13回定例会会議録については、現在、 調整中であり、次回会議において承認することになった。

9 議題及び議事の概要

日程第1議案第43号 川越市教育委員会職員人事について

(非公開)

日程第2議案第44号 川越市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則を定める ことについて

参事兼学校管理課長

令和2年度から、一部の学校において学校運営協議会の設置を予定しているが、現行制度である学校評議員は、本規則において、全ての小学校及び中学校に置くことと定められていることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により学校運営協議会を設置した学校を除外するための規定の整備をしようとするものであり、附則については、本規則の施行期日を、令和2年4月1日からとしようとするものである。

委員

学校評議委員会と学校運営協議会との併用はないということでよいか確認したい。 参事兼学校管理課長

学校運営協議会を設置する学校については、学校評議委員会との併用はない。

委員

コミュニティ・スクールの整備計画について伺いたい。

参事兼学校管理課長

単独モデル校を南古谷中学校で、小中学校一体型のモデル校を芳野小・中学校、 福原小・中学校の5校をモデル校として、令和2年度は検証していく。検証した結果を基に、今後、学校運営協議会の設置を推進していく予定である。

委員

最終的には、全ての学校をコミュニティ・スクールに移行するという方針か伺い たい。

参事兼学校管理課長

現時点においては、中学校区を中心軸として、全ての学校を移行する方向で考えている。

委員

中学校区のコミュニティを単位として考えているということか確認したい。

参事兼学校管理課長

そのとおりである。地域と学校が協働できることがコミュニティ・スクールの利点である。

委 員

将来的には全校ということだが3つ伺いたい。1点目は、完成年度はいつか、2点目は、説明にあったモデルは2タイプであるが、タイプ別の種類はいくつか、3点目は、令和3年度以降について段階的に計画があるのか、について伺いたい。

参事兼学校管理課長

1点目のいつまでに全校で実施するという点については、まだ方針が定まっていないが、次期教育振興基本計画の最終年度までには計画を遂行したいため、可能な限りスピード感をもって対応したいと考える。2点目のタイプ別の種類については、令和2年度において2タイプを検証することにより、新たなタイプが必要か、現行の2タイプで行うのが効果的であるかを見極めることになると考える。3点目は、令和3年度以降については、次期教育振興基本計画の最終年度を見据えたタイムテーブルを令和2年度中に作成したいと考えている。

委員

可能な限りということでは取組が弱いのではないか。総合教育会議においても議論があったが、他の市町村が進んでいるなかで、本市の取組は遅いと感じている。 完成年度をどこに定めるか、その目標のために、どういったロードマップを描くかが必要であり、タイプについても、モデル校の実施を基に考えるということでは、リーダーシップが弱いと考える。モデル校でない学校についても、タイプ別の種類を学校に示して、自校はどのタイプが合うのかなどの検討を早期に始めていないと コミュニティ・スクールへの移行は進んでいかないと考える。

最終的には全校で実施をしたいが、ロードマップもなく、可能な限りの姿勢では、 とても不安であり、かなり積極的に進めていかないと、実施できないのではないか と考える。

委員

一番関わるのが法律で担保されている人事権だと考える。ただし、人事権といっても、どこまで発言でき、どこからは発言できないのか、などについて質問集等を作成して、このような事案は意見として発言できる、このような事案は人事権に含まれていない、など各委員に丁寧に分かるように対応してもらいたい。特に法的に守られている点などを中心に整理しておかないと開始後に混乱することが想定される。

委 員

これから幾つかのタイプができる可能性があるが、モデル校の学校は、1つの小学校から中学校へ進学するケースである。本市の場合は、複数の小学校から1つの中学校へ集まるケースがほとんどであるため、来年度は、複数の小学校から1つの中学校へ進学する中学校区のモデルを実施してはどうか、中学校区を中心に展開する方針は賛成であるため、モデルを1つ作ることにより新たなタイプが検証できると考える。

参事兼学校管理課長

今年度の校種間連携推進の中では、2つの小学校と1つの中学校において、あいさつ運動や引き渡し訓練を合同で実施したりしている地域もある。指摘のあった、2つの小学校から1つの中学校、3つの小学校から1つの中学校などのケースについても1つのモデルとして視野に入れていきたいと考える。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第3議案第45号 川越市立学校プール管理規則の一部を改正する規則を定める ことについて

副部長兼教育指導課長

平成30年度に学校環境衛生基準が改訂され、プール管理日誌の基となる「プールの日常点検表の例」が改正されたため、本規則の様式を改めようとするものである。

改正の内容については、様式第4号で、主な改正点は、本日の入水者の合計欄並 びに薬剤投入量の合計及び累計欄を設け、使用人員の男女別記載欄及び腰洗槽欄を 削除するものである。

なお、これらの記載事項は、「学校環境衛生基準」及び日本学校保健会発行の「学校における水泳プールの保険衛生管理」に基づくものであり、本市薬剤師会の指導を受けてのものである。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第4議案第46号 川越市学校運営協議会規則の一部を改正する規則を定めることについて

参事兼学校管理課長

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されることに伴い、合わせて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の条番号が改正されるため、本規則において同法律を参照している規定を改めようとするものである。施行日については、令和2年4月1日からとしようとするものである。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第5議案第47号 川越市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則 を定めることについて

参事兼学校管理課長

公立学校の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正 により定められた指針に基づき、教育職員の在校等時間の上限等に関して規則で定 めようとするものである。

内容としては、市立学校の教育職員の時間外の在校等時間の上限を1箇月について45時間以内、1年について360時間以内と定め、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合においては、1箇月について100時間未満、1年について720時間以内、連続する複数月の平均時間について80時間以内、45時間を超過する月は年6回までと定め、業務量の適切な管理を行おうとするものである。施行日については令和2年4月1日としようとするものである。

委員

いわゆる残業時間に関する規定であるが、教職員以外の、例えば教育委員会の事 務職員や市長部局の職員に対する規定はあるのか伺いたい。

教育総務部長

教職員以外の職員については、市全体として定められている。内容についても今回の規定と同様に1箇月について45時間以内、1年について360時間以内を原則として定められている。

委員

学校の教員については、今回の規定に定められた時間を超えてしまうような対応をしなければならない事案が生じるのではないかと考える。例えば、1人の児童生徒が問題を抱えている事案や、大きないじめの問題が発生して担任が対応等に追われる事案、時間外における保護者の方に対する事案など、すぐに規定の時間を超えてしまうことが想定されるが、その場合はどのように対処するのか伺いたい。

参事兼学校管理課長

緊急を要する対応の場合については、いわゆる超過勤務4項目と言われる、時間外勤務を認める4項目に合致するため、時間外とは別の超過勤務の対応としているところである。この超過勤務を除いた部分を1箇月について45時間以内、1年について360時間以内で管理しようとするものである。

委 員

教職員において時間外勤務に対していわゆる残業手当は支給されているのか伺い たい。

参事兼学校管理課長

教職員については、教職員調整手当の支給はあるが、時間外勤務手当の支給はない。

委員

一般企業でいうサービス残業の印象を受ける。時間外勤務に対しての手当が支給 されていない代わりに、時間外勤務において超過した部分を長期休業期間において 休みとして補完できる制度があるか伺いたい。

参事兼学校管理課長

通知表あるいは成績表を作成しなければならない繁忙期の教務業務について時間 を超過した場合については、校長の判断において長期休業期間に振替が可能であり、 調整簿を作成して管理している。

委員

通知表を作成する繁忙期については、本当に遅い時間まで職員室の電気が消えない状況をずっと見ているため、こういった規定が制定されるのであれば、出来得る限りこの範囲内の勤務に留められるように、また超過した部分については、振替取得ができるように管理してもらいたい。

委 旨

時間の上限が定められるが、実態を把握しているのか伺いたい。

参事兼学校管理課長

今年度4月から12月の集計において時間外45時間以上の割合は、小学校で78.7パーセント、中学校で74.8パーセント、特別支援学校で83.3パーセント、全体では77.3パーセントが実態である。

委員

45時間を8割弱の教職員が超えているから、ここで定めるということか確認したい。

参事兼学校管理課長

45時間という数字は、文部科学省から「公立学校教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が示され、公的根拠に基づき指針に格上げされた中での数値である。本市教育委員会で独自で定めたものではない。

委 員

専門職によくあることだが、45時間以内は正当な業務の範囲と考える。この時間内には自己啓発や通常の業務以外のことを行うなど様々な要因が考えられるが、本来の適切な業務であることを誰が、どのように把握して管理しているか伺いたい。参事兼学校管理課長

説明した割合については、在校時間記録システムを用いて算出しているため、出 勤時の打刻から退勤時の打刻までの学校滞在時間で把握していることになる。勤務 時間外に自らの判断に基づく自己研さんの時間などは、時間外の45時間には含ま れないものである。改めて、在校時間記録システムにおいて本来の勤務時間ではな い不要な時間を差し引くなど、適正に算出できるように対応していきたいと考える。

委 員

適正な時間外勤務の45時間を把握することは難しいことであるため、しっかり と管理してもらいたい。

次に、45時間という数字だけで業務量の適切な管理を行えるのかについて疑問である。同じ仕事でも短い時間で完了する職員と時間が掛かってしまう職員とがいる訳であり、1つの尺度として用いることは構わないが、時間数だけで一律に45時間を超えてはいけないというのは、個々の教職員の能力の低下や教育水準の低下に繋がりかねない。これらの能力の低下や教育水準の低下を防ぐための対策とセットで考えないといけないが事務局の意見を伺いたい。

参事兼学校管理課長

働き方改革に軸足を置いて、各学校に対しては、公務分掌の適正化や1人の教員に分掌が集中して過重負担となっていないか等について改善を進めている。教育委員会としても、働き方改革推進について会議等を持ち、校長会と連携しながら時間の枠組みだけではなく、公務分掌の適正化、業務削減の取組について進めていきたいと考える。

学校教育部長

先程の説明に補足する。個々の評価については、人事評価制度があるため、この 制度をより適正に進めていきたい。

委員

教師の負担軽減は優先する課題であるが、時間だけを短くするなどと単純に考えるのは危険である。様々な側面から時間外の上限が守れるようにサポートしていくことが一番大事である。

(全員異議なく原案どおり決定)

10 報告事項

(1) 新型コロナウイルス感染症対策の状況について

副部長兼教育財務課長

教育総務部の各施設の対応状況について説明する。

学童保育室について、令和2年3月2日から市立小学校の臨時休業の決定を受け、通常の開室時間を早め、午前8時30分から午後6時30分まで開室することとし、午前8時30分から午後3時までは学校施設内で、午後3時からは学童保育室で保育することとした。登室した児童は、同年3月2日は、1,314人、同年3月16日は1,202人で、いずれも午前8時30分から午前9時までに登室した児童数である。なお、同年3月23日は、1,253人の児童が登室している。また、各学童保育室へ消毒用にアルコールティッシュを9から10程度配布し、消毒を実施している。さらに、予定していた入室説明会、指導員研修会を中止し、保護者会についても中止を要請している。

公民館について、同年2月27日から3月31日までの主催事業を中止した。また、大東公民館、霞ケ関西公民館及び名細公民館に設置しているプレイルームについては、同年3月4日から3月31日までを使用中止とした。さらに、同年3月9日から3月31日まで、全公民館及びさわやか活動館を臨時休館としている。ただし、市民からの問い合わせ、臨時休館に伴う使用料の還付手続きのため、窓口業務は維持している。

図書館について、同年2月27日から3月31日までの主催事業を中止した。また、同年3月3日から3月31日までを4図書館及び1分室を臨時休館とした。

博物館及び川越城本丸御殿について、同年2月27日から博物館の主催事業を中止し、同年3月3日から3月31日までを臨時休館とした。

文化財保護課所管の永島家住宅及び河越館跡資料展示室について、同年3月3日から3月31日まで公開を休止とした。

主催事業等の対応として、地域教育支援課所管の家庭教育講座講師研修会、子どもサポート代表者会議、小堤集会所事業、社会教育委員協議会定例会について中止とした。

副部長兼教育指導課長

学校教育部所管分について報告する。

始めに、令和2年2月28日に全ての市立学校において同年3月2日から3月26日まで臨時休業を決定した。同日、県教育委員会から臨時休業の要請があり、それを受け、教育委員会として臨時休業を決定し、速やかに各学校の校長へ臨時休業を実施する旨の通知を発出した。また、同年3月2日に市議会議長宛てに市立学校の臨時休業について報告した。

市立学校の卒業式について、令和2年3月24日の小学校の卒業式を持って全校 が終了する。式は、感染症拡大防止のため、時間の短縮、参加者を卒業生と教職員 のみとすること、市から配布されたマスクの着用等を行いながら実施している。

小学校1年生から5年生及び中学校1、2年生について、修了式に代わり、同年

3月25日から3月27日の間に登校する日を設けている。当初、集団での指導は行わないとしていたが、1年間の締めくくりと次年度への進級へ繋げることができるように、学級単位で集め指導を行う方法も可能として各学校へ通知を行った。

県高等学校の受検について、当初の予定どおり実施している。

学校行事等の取り扱いについて、部活動は、同年3月26日までを活動中止とし、中学校については、臨時休業期間が終了した後、同年3月27日から再開する予定である。

学校施設における児童生徒の受入状況について、学童保育に登録のない児童及び中学校の特別支援学級に在籍する生徒の受入初日(同年3月2日)の人数は、小学校が320名、中学校が12名であった。同年3月23日は、小学校が217名、中学校が14名であった。学校における児童生徒の受け入れは、同年3月26日までを予定している。

休業期間中の家庭との連携について、児童生徒の状況を把握すること、学習支援を行うことについては、電話連絡及び家庭訪問により1週間に1回程度状況を確認し、配慮を要する児童生徒については連絡を密に取り、さわやか相談員も関わりながら対応する。

学習の支援について、課題の取組状況を確認するとともに、追加の課題を配布するなど、状況に応じた対応を現在進めているところである。

健康管理について、健康観察等を継続して実施していく予定である。

学校給食について、臨時休業に伴い同年3月2日より学校給食を中止している。 食材については、発注済みの食材はキャンセルし、キャンセルできなかった食材は、 4月以降の学校給食での活用の検討並びに市内福祉施設及び埼玉県子ども食堂ネットワークへの無償提供をしている。食品の安全性への観点から、4月以降に学校給 食への活用が難しい食材については、堆肥化又は廃棄としている。

学校における教科などの指導状況について、各学校の状況を把握し、未指導分の 学習を確保するための手立てを決定している。まず、未指導分のある単元を把握し、 年度当初に適切に補完したうえで、当該年度の学習を行うこととし、学校で単元の 未指導部分に必要な時間を確保して指導するほか、次の学年で関連する単元等で取 扱うなど計画的に実施することとした。今年度の小学校第6学年の未指導部分につ いては、小学校から中学校へ引継ぎ、中学校で指導することとした。指導時間の確 保は、年度をとおして計画的に行うこととし、学校においては行事の見直しなどの 工夫により授業時数の確保に努めるが、令和2年度に限り、夏季休業期間を同年7 月23日から8月25日までとし、同年8月26日から2学期を開始することを予 定している。これにより市内共通で授業時間の確保を図りたいと考えている。

最後に、来年度、教育活動を再開できるように準備を始めたところであるが、入 学式及び始業式については、同年4月8日に全市立学校において実施予定である。 入学式は、新入生、児童生徒1名につき保護者1名及び教職員のみで実施することとし、新入生及びその保護者への通知等の手続きを開始した。また、現在行っている学校の開放は、同年4月1日から新年度の準備が始まるため、同年3月31日までとする。感染症予防の観点から教育活動の再開にあたり4月中の校外行事は中止又は延期すること、年度初めに実施される各種団体の集会や保護者会についても実施の有無も含め検討することなどの指示を行った。今後、国及び県から示される指針等を参考にし、様々な状況を見ながら授業を始めとする通常の教育活動が展開できるよう準備を行っていきたいと考える。

委 員

令和2年3月31日までの報告であったが、4月以降についてはどのように考えているのか伺いたい。

教育総務部長

先ほども市全体の新型コロナウイルス対策会議が開催されたが、会議の中でも令和2年4月1日以降の方針については決まっていない。また、国及び県の対応についても、まだ明確に示されていないため、教育総務部としては、県内各市町村の公民館、図書館及び博物館の状況の確認と対応について調査を行っている。

それらの調査等を参考にしながら、同年3月26日に開催の同対策会議において、 今後の方針を決定する予定である。

学校教育部長

市立学校の入学式までの対応については、先に報告したとおりであるが、令和2年4月9日以降の活動については、新型コロナウイルス感染症の予防に努めながら、健康状態の把握を行いつつ、なるべく通常活動に近いかたちで進めるようにと、文部科学省から通知の送達があったため、それに基づいて対応していきたいと考える。

教育長

学校についても、同年3月26日に開催される新型コロナウイルス対策会議において正式に説明し、各学校へ周知していく予定である。

委 員

各家庭への電話連絡及び家庭訪問を1週間に1回程度実施することは、教職員に とって負担ではあるが、よろしくお願いしたい。

幼稚園等を卒園し小学校の入学式を迎える間の子ども、小学校を卒業し中学校の 入学式を迎える間の子どもの対応について、令和2年3月31日までは幼稚園等又 は小学校の管轄で、同年4月1日からは小学校又は中学校の管轄となると考えるが、 その間の、子どもの状況把握や健康管理などの引継ぎが適切に行える体制か伺いた い。

副部長兼教育指導課長

現在、各家庭へ健康状態の把握として、朝と夜の検温等の健康観察を行うため在

校生と共通の用紙を配布している。このような対応により健康状態の把握を続けて いきたいと考えている。

委員

令和2年4月1日以降入学式までの間について、家庭と連絡が取れない場合にも、 配布した用紙を活用して健康状態等を把握していくということでよいか確認したい。 副部長兼教育指導課長

入学式前の小学校6年生であれば、急な連絡の場合は、在籍していた小学校又は 進学する中学校へ連絡をすることになっている。

委 員

保護者がどのような対応をしなければいけないのか、適切に周知してもらいたい。 委 員

今回の新型コロナウイルス感染予防対策については、初めてのケースのため、臨時休業も含めて、対応が良かったのか又は悪かったのかについては、これから検証されて、次に活かしていくことになると考えるが、臨時休業に伴い学童保育室を開室して、狭い場所に児童を集めることについては、本来の目的から考えると難しい判断だと考える。現時点での学童保育室の状況について伺いたい。

副部長兼教育財務課長

学童保育室を開室する際に、現在の施設が狭いということで学校の施設を利用することを検討したが、登室率も50パーセント程度であると把握できていたため、施設が狭いなかでも対応が可能であった。

活動についても、本来の学童保育室は、他の児童との遊び等が中心であるが、1 人でできる読書及び工作等を行い、休み時間においては校庭を使って遊ぶことができている。現在の状況は、開室当時と変わっていない。

委員

勤務する職員には負担が掛かったと考えるが、学童保育室を開室するにあたり学校の教員からの協力は得られたのか伺いたい。

副部長兼教育財務課長

開室する際には、文部科学省からの通知にも学童保育室への協力について指示があり、学校からの協力は、スムーズに得られたと考える。

参事兼学校管理課長

小学校の教職員が、午前8時30分からの保護者の送りの時間から、受付、各教室へ児童を分散させ、席の割当ての検討等を総出で行っている。

委員

普段から、学校と学童保育室が連携していれば、今回のケースの様なときにも協力関係が得られやすいと考える。

委員

公民館、図書館、博物館及びその他の施設が、令和2年3月31日まで全て閉館であるが、市民の意見について伺いたい。

教育総務部長

公民館、図書館及び博物館のそれぞれで意見はあるが、内容については、賛否両論である。ある公民館では、高齢者向けの太極拳を行っているが、親族の方から、本人は太極拳に行きたいとのことであるが、親族の方は、公民館に行くことで、新型コロナウイルスに感染してしまうという不安があり、公民館へ行くことを止めて欲しいために、公民館の講座を中止にして欲しいといった意見、休館にすることで、年度末の様々な集まりの場所がなくなってしまうという意見、休館の判断が遅すぎる、もっと早くから休館にするべきだったという意見、公民館の体操教室へ行っている高齢の方は、休館の間、体操ができなくなり、歩くことができなくなってしまう不安についての意見等がある。

また、図書館においても本の貸出しはできないのかという意見等がある。

委 員

個々の意見を聞いて、それぞれ対応することは不可能だと考えるが、外出を控えてくださいと言われている中で、図書館の本が借りられないということは少し違うと考える。令和2年3月26日には、新たな方針が決まるということだが、例えば、この図書館だけは開館するといった対応や、基本的には休館だが、持ち回りで一時的に開館するといった対応は、検討しているのか伺いたい。

教育総務部長

令和2年3月26日に市の方針が決まる中で、引続き休館という決定がなければ 開館する。ただし、公民館及び図書館においては、通常通りの開館は難しい状況で はあると考えるため、例えば公民館においては、自主事業は当面中止とするが、貸 館については、密閉、密集、密着について配慮しながら開館するといった対応を検 討している。

また、入館の際にアルコール消毒や手洗いを依頼して、済んだ方から入館するといった対応や換気を行うこと依頼するなどの対応も検討している。

博物館についても、自主事業は当面中止とし、入館者が一度に多数訪れた場合には、入館制限を実施するなど、大勢の方が密集することのないような手立てを検討している。

図書館についても、中央図書館の3階にある勉強スペースなどの利用は当面の間 中止とし、本の貸出し及び短時間の閲覧などを実施するといった検討は行っている が、市の基本方針が決まらないことには、個々の決定はできない。

同年4月1日から開館するとの方針決定がされた場合は、教育総務部としては、 これらの検討を踏まえた対応を実施したいと考えている。

委員

新型コロナウイルスが来月で収束してしまうのであれば構わないが、ウイルスとの長い戦いになりそうな状況のため、その間全館休館というのは、経済活動や市民生活等を含めて様々な意見が想定されるため、それらをを考慮したうえで決定してもらいたい。

学校については、健康管理について2つお願いしたい。1つは、「外出を自粛してください」と子どもたちに言っているが、子どもたちは、街へ出たりできないなど、様々な制限により、ストレスが溜まってしまっていると考える。子どもたちのストレスに対するメンタルケアについて、どのように考えているのか伺いたい。

副部長兼教育指導課長

ストレスの発散ということでグラウンドの開放を実施している状況である。

また、周囲に相談ができないような児童生徒については、中学校においては、さ わやか相談員への電話相談、あるいは登校してもらい面談を実施できる体制を準備 している状況である。

委 員

メンタルケアの対応は是非お願いしたい。もう1つのお願いは、令和2年4月8日から学校再開に向けて、健康チェックを家庭で2回行っているとのことだったが、特に学校においては、新型コロナウイルスを持ち込まないことが一番大事だと考える。例えば、朝、学校の教員が家庭の記録を確認するなどの対応が必要で、発熱の状況などにおいて、熱のある児童生徒を学校に入れないなどの対応が、集団感染の防止に効果的と考えるが、そういった対応が学校において可能かどうか伺いたい。

副部長兼教育指導課長

現在、家庭でチェックしている現状があり、他の児童生徒を守る必要もあるため、 家庭での状況を学校の方で、確認する手順の詳細についてはこれから検討していき たいと考える。

委員

水際対策ではないが、感染の可能性のある児童生徒を教室に入れない対策が必要であり、それには、家庭からの結果をしっかりとチェックするということが大事である。学校への負担も大きいが、是非検討をお願いしたい。

委員

令和2年4月8日に無事学校が再開されることが一番望ましいことであるが、今回の場合は、これからの状況が不明のため、爆発的感染も起こり得るかもしれない。すぐには、収束したとはならないことが想定されるため、その際には、国等が示す基準を基に、市町村それぞれの判断が必要になる。その時に本市教育委員会がどのような判断を行うかという点が重要である。インフルエンザでは、学校閉鎖は行わないと思われるが、新型コロナウイルスでは、学級閉鎖、学校閉鎖及び今回のような臨時休業といった判断をすること想定されるが、もし1人感染者が出た場合に、

どのような基準で、どういった判断を行うのかという判断基準を持っていないと、 保護者も納得しないと考えるが、事務局の考えを伺いたい。

副部長兼教育指導課長

令和2年3月24日、文部科学省から、児童生徒又は教職員に新型コロナウイルス感染者が発生した場合の学校の臨時休業等の判断について示されている部分があり、その中では市内一斉の臨時休業ではなく、対象者のみを出席停止等にする又は学校の全部若しくは一部を臨時休校にするといった判断が示されているため、幾つかの状況を想定して事前に方針を決定したいと考える。

委 員

その際にお願いしたいことが、今回一番困ったことが、いきなりの臨時休業の発表である。実際に両親共働きの保護者はどうするのか、収入がなくなるなどの様々な問題が生活含めて発生した。令和2年4月8日以降、この状況であれば学級閉鎖、このような状況であれば学校を閉鎖するなどの判断の段階があると思われるため、その基準等を保護者へしっかりと説明して、今後の対応を周知徹底してもらいたい。

委 員

家庭に依頼して実施している健康チェックは、どのようなものに記録しているのか伺いたい。

副部長兼教育指導課長

A4版の書式を定めて、それを各家庭へ配布して記録している。

委員

記録を学校へ持って来てチェックするということを担任は行っているのか伺いたい。

副部長兼教育指導課長

現在は休業期間のため、家庭にて記録している状況である。

委員

今後予定している登校日に持参してもらうことは考えているのか伺いたい。

副部長兼教育指導課長

現在、持参してもらうことは、想定していない。

委 昌

カードまで作成して、記録がされているのであれば、この記録カードをもっと有 効活用してもらいたい。登校日に持参してもらっても良いのではないかと考える。

教育長

登校日に回収しても良いのではないかと考える。

副部長兼教育指導課長

記録したものについては、ある程度確認できるように対応したい。

委員

教科などの履修状況について、履修状況には2つの観点があり、1つは、内容を行っていない。例えば、分数や少数をやっていないといった内容が未履修の点、もう1つは、授業時数。年間授業時数が決まっているため、決まっている時数に対して実施授業時数がどの位あって、そこに差が生じてくるといった時数が未履修の点とがある。未履修分とあると内容と捉えてしまう学校もあると思われるが、時間数はどうなのかといった調査は行うのか伺いたい。

副部長兼教育指導課長

各学年毎に、特に6年生は、中学へ引継ぐ部分があるため学習が完全に終わっていない単元の把握、終わっていない単元を行うのに想定される時間数を算出することによって、中学校へ引継ぐ対応を行っている。

また、他の学年については、令和2年2月28日現在で残った学習内容を修了するために必要な時間数を算出し、その報告を受けている。

委 員

単元は内容のため、単元の何を行っていないのかの確認、授業時間数がどの位足りないのかの確認を行い、来年度に夏季休業を短縮しても全て補充できるのかどうか、時間数が多いため心配である。土曜日の活用なども考えられるが、この学年はきちんと履修させているということを証明できるように対応してもらいたい。

教育長

現時点において、校長によっては、時間数を補うことも大事だが、新しい学年の 1つ目、2つ目の単元を行う中で、未履修の部分で関連する範囲を取込み補いなが ら、授業を進めていく方法で対応するという意見を提示した校長もいる。

委員

それは、指導方法の工夫で、実施可能と考えるが、文部科学省の方でも、これだけ特別な事態が生じている訳なため、授業時数が必要数足りなくても未履修の改善ができるのであれば構わないという方針であれば問題ないが、そうでないと授業時数は確保しないといけないと考える。

副部長兼教育指導課長

文部科学省からの通知で公開になった学習指導に関することの中で、補充のための授業を行う場合の利点の箇所に「学期内に学期中に補充のための授業を実施するなど令和2年度の教育課程内で必要な措置を講じることのみを理由に標準授業時数を超えて授業時数を確保する必要は必ずしもない。」という記述はある。

(2) 令和2年度版 川越市小・中学生学力向上プランについて

副部長兼教育指導課長

目指す児童生徒像である「志を高くもち、自ら学び考え行動する子ども」に向けて、学力向上に向けた教育委員会としての授業改善の具体策を掲載している。本市として学力向上に向けた授業の流れを各校で定着させるため、具体的な授業の流れ

についてポイントを絞って示し、全教員がこの授業の流れを理解し実践できるよう 見てわかるよう、資料となっている。今後、最終修正を加え年度当初に全教員に配 布する予定である。

委員

「学力の伸び」の資料だけを見ると結果が良いため、本市の学力は良いと捉えて しまうのではないか、この資料を掲載した意図を伺いたい。

副部長兼教育指導課長

掲載の意図としては、県と国とで学力状況調査の分析の方法も違いがあり、県は 個々の伸びを重視いているため、その点を踏まえて、課題と良さ、分析を踏まえた 記載にした。

委 員

これは意見であるが、学力の向上を図るプランのため、もう少し危機感を持った 作りの方が良いのではないか、この掲載では、結果が良いととらえてしまい、実際 は、課題が多くあるが安心してしまうと考える。

委員

「地域の教育力」は子どもサポート委員会などを想定していると考えるが、これ が授業改善とどう結びつくのか伺いたい。

副部長兼教育指導課長

現在、地域から様々な協力を受けている。子どもサポート委員会や各学校において直接授業に協力いただく場合もある。地域によっては、放課後に子どもたちの学習指導を行っているところもある。

教育長

本市には、誇るべき歴史遺産や文化遺産があり、それらに携わる人材がいる。それらを活用して授業に取り入れるという意味もあると考える。

副部長兼教育指導課長

そのとおりである。授業のなかでは、地域教材の活用や地域の方に授業に入っていただく場合もある。児童生徒も興味関心を高めるといった観点においては、授業改善に大きく資する部分である。

委員

「学力向上」イコール「授業改善」カケル「学級経営」とあるが、不変的な定義 なのか伺いたい。

副部長兼教育指導課長

学力調査の結果等を分析すると授業が良くなると学級経営が安定する、学級経営が安定すると授業も良くなる、といった相乗効果を期待できると捉えて記載している。

委員

本プランの完成年度が令和4年度となっており、それに向けたロードマップが掲載されているが、モデル授業の公開が、令和2年度に小学校、令和3年度に中学校とあり、中学校が1年遅れである。これでは、中学校は、実質2年の取組となってしまう。小学校と中学校を一緒にスタートした方が良いと考えるが意見を伺いたい。

副部長兼教育指導課長

スケジュールについては、再度検討したい。

委員

モデル授業の公開は指定校で実施するのか伺いたい。

副部長兼教育指導課長

指定研究を小学校及び中学校1校ずつで予定している。

委 員

理解及び共有が1年目、2年目で定着を図り、3年目において進化していくのであれば、このスケジュールでは遅い。モデル授業をもっと増やしてスピード感を持って取り組んでもらいたい。

副部長兼教育指導課長

この指定研究の他に教育研究会の主任会の授業研究もあるため、連携を図りながら授業作りを実施していきたいと考える。

教育長

今後、教育センター主催の研修を精選し、より実践的な各学校での研究発表を基 にした研修を活発に実施していきたいと考えている。

委員

現在、研修がたくさんあるが、数だけあっても力にならないため、精選することには賛成であるが、学力向上の理念に基づいて集約することも必要である。

参事兼教育センター所長

夏休み中に各教科研修の予定があるが、全て学力向上プランに基づいて取り組む こととし、1年目は理解、共有を踏まえた研修メニューを組んでいきたいと考える。 授業研究については、学力向上推進委員会との連携において、積極的に教育センターも関わっていきたいと考える。

委員

新年度に本プランを配布した後、早い時期に本プランを理解する等の機会はあるのか、本プランは何処まで配布しているのか伺いたい。

副部長兼教育指導課長

5月上旬に各学校から管理職1名及び学力向上担当者1名を集めた研修を予定しているが、新型コロナウイルスの関係があるため、状況を見極めつつ検討したい。

次に配布先については、市立小、中、特別支援学校の全ての教員へ配布する予定である。

委 員

研修受講者は、学校へ戻ったら必ず、研修内容の共有を図り、全ての教員に令和 2年度の本プランを理解してもらいたい。

教育長

市ホームページ等に掲載して、保護者等へも周知したい。

委員

本プランの評価についてはどのように考えているのか伺いたい。

副部長兼教育指導課長

来年度の状況は不確定ではあるが、今回の指標でもある学力調査の結果については、評価するための大きな資料となる。

また、児童生徒がどのような授業を受けたか、考える授業であったり、狙いを持った授業であったりといった実感が根付いていくような結果が必要であると考える。この評価についても、学力推進委員会等において、評価に向けた分析や途中の取組状況、年度末における1年間の取組状況の評価等について協議を重ね、年間を通してレベルアップできるように取り組んで行きたいと考える。

委 員

令和3年度は、各学校での授業公開において、各学校で公開を実施したか、授業公開の参加者数といった点でも評価できるが、令和2年度は、モデル授業をいくつ公開できたか、又はプランに掲載のあるいわゆる川越スタンダードの授業を校内研究として何時間実施したかといった点で評価することになる。各学校において実施したか、していないかといった点が大事にあるため、評価項目としても良いと考える。

委員

年度当初の研修において、本プランのいわゆる川越スタンダードと今までの授業 との違いを説明してもらいたい。

副部長兼教育指導課長

各学校において、それぞれの段階のかたちは整ってきたが、まとめと振り返りの 部分が曖昧のため、次は中身を充実させていきたいと考えている。

委 員

一番怖いのが形骸化である。かたちだけに満足してしまい、形式的に行っている場合があるため、教員はもう一歩踏み込んで取り組んでもらわないと本当の川越スタンダードになり得ない。

(3) 学校法律相談事業について

副部長兼教育指導課長

学校における様々な問題に対して、弁護士との法律相談により、助言を得ることで、法令に基づいた対応を行い、問題を解決していくことを目的とした事業である。

また、弁護士が教職員に対して研修会を行い、生徒指導等の学校で起こる様々な問題にどのようにかかわるべきかについて直接講義を実施したり、児童生徒に対して、いじめについて理解を深め、いじめを見つけた際にどのような行動を取るべきかについて特別講義を実施したりすることを予定している。

今後の予定としては、要綱等の整備、業務委託契約手続き及び校長会への事業内 容の周知を経て、5月に事業運用の開始を目指している。

委員

学校の教師に対しての相談ということでよいか伺いたい。

副部長兼教育指導課長

そのとおりである。

委 員

学校における様々な問題に対して、具体的にはどのようなものを相談するのか伺いたい。

副部長兼教育指導課長

学校における様々な問題を、学校から直接弁護士へ相談するのではなく、まずは 教育委員会で相談を受け、弁護士への相談が必要と判断した場合に相談を依頼し、 2回目以降は、必要に応じて学校と弁護士とで直接相談を行う。

委 員

同様の事業を他市で実施しているところはあるのか、ある場合はその効果につい て伺いたい。

副部長兼教育指導課長

近隣では、所沢市及びさいたま市が実施している。聞いたところによると、学校からは様々な問題に対して相談が実施できたため評価は高いとのことである。

教育長

例えば、いじめの問題などにおいて、校長が保護者と相談する際に「弁護士がこのように言っていた。」などと話した場合に、かえって話がこじれることにならないか伺いたい。

副部長兼教育指導課長

話し方にもよると考えるが、保護者も弁護士と相談したうえで、学校へ相談する、 弁護士と同伴して相談に来校するというケースがある。その際は、法的な側面から 様々な訴えを行う場合もあるため、その訴えに対して、同様に法的な側面からの回 答ができることが強みである。

委員

例えば、問題が発生した場合に必ずこの事業で依頼している弁護士へ相談するのか、この事業とは別に弁護士へ依頼するのかについて伺いたい。

副部長兼教育指導課長

いわゆる「スクールロイヤー」とは異なり、問題が発生した場合に、相談の場に 同席することは想定していない。当該事業については、弁護士1名と業務委託契約 を締結し、専属で各種相談を受けてもらう。例えば訴訟等の事案が生じた場合は、 訴訟の対応として別の弁護士等へ依頼することになる。

11 協議事項

(1) 南古谷小学校屋外運動場の今後の対応について

副部長兼教育財務課長

現在、南古谷小学校の児童数は1,000人を超えており、体育の授業を1時間に2クラスから4クラス同時に展開している。しかしながら、屋外運動場の面積が狭いことから、十分な運動スペースが確保できない状況となっている。また、安全面においても、接触事故等が起きることが懸念されている。

そのため、児童が安全で十分に運動ができるスペースを確保することが課題となっており、屋外運動場として一定の面積を確保することにより、現状の課題に対応できるものと考えている。

次に、これまでの経緯は、これらの課題を解消するために、敷地外に屋外運動場 用地を取得することとし、令和元年川越市議会第4回定例会(9月議会)において 用地取得のための補正予算案を上程した。

しかしながら、用地取得に係る教育委員会の取り組みが不十分であったことから、 文化教育常任委員会より、用地選定の再検討並びに説明を求める附帯決議が付され た。その後、附帯決議の検討した事項を令和元年川越市議会第5回定例会(12月 議会)において、同常任委員会へ報告した。

報告を行った際に用地を購入した場合と借用した場合の費用比較と「今後の小学校の分離新設、統廃合及び学区の見直しについての可能性」について、新たな検討事項の意見が出た。それを受け、同常任委員会へ報告した後に、用地の購入と借用の費用比較、今後の児童数推移も考慮したうえでの南古谷小学校の分離新設、統廃合及び学区の見直しの検討、および、児童の安全対策の充実について検討を行った。

これまで示された課題の検討が終わり、南古谷小学校屋外運動場用地の土地購入費について、令和2年度予算へ繰越す準備を進めていたが、土地購入の必要性など附帯決議への対応が、市議会に対して十分な理解を得られないことから、庁内で協議した結果、繰越しに係る補正予算案の取下げを決定した。

今後の対応については、喫緊の対応として土地購入の準備を進めていたが、これまで通り購入又は借地による用地の取得を進めていくのか、校舎の更新に合わせた施設レイアウトの見直しなどによる対応を検討していくのか、教育委員会において協議をお願したい。

委員

今回の補正予算を取下げたことで今回の対応は終了ということではないのか伺い

たい。

副部長兼教育財務課長

補正予算の議案を取下げたことで1つの区切りと捉えている。

委員

市議会において、用地購入と土地の賃貸借について問題となり、用地購入費の負担が大きいため、賃貸借で対応するといった意見があったということか伺いたい。

副部長兼教育財務課長

市議会において一部の議員からは、土地の購入よりは、賃貸借での対応の方が検 討できるのではないかとの意見があった。土地の購入については、あまりにも費用 負担が大きすぎるとのことである。ただし、必ずしも賃貸借であれば市議会におい て検討するというものでもない。

委 員

土地の相場を確認したい。

副部長兼教育財務課長

土地の相場については、庁内でも確認し妥当な額である。

委 員

行政側から見て、購入に比べて賃貸借は年度における費用の持出しが少額で済む 点がメリットであると考える。購入は、一度の持出しが負担となるが、後々資産と して残るため、長い目で見ると購入した方が、メリットがあると考えるが事務局の 考えを伺いたい。

副部長兼教育財務課長

一般的な考えによると購入の方がメリットがあると考えるが、財政的負担等の理解を得るのが難しい状況である。

教育総務部長

土地の購入と賃貸借を比較すると、今後20年間の賃貸借が継続すると、購入の場合と費用負担は同額程度になる。20年後を考えた場合の購入するメリットについては、市議会においても認識しているところである。

しかし、購入予定だった土地は、整形地ではないため、20年以降まで保有する 必要性についての疑問も残るため、市議会からの理解が得られなかったものである。

委員

協議事項とのことであるが、一旦白紙に戻して、再度協議を重ねていくのか、今 回の件を前提としてこれから協議を行っていくのか確認したい。

副部長兼教育財務課長

本件は議員から、学校の校庭が設置基準に対して狭く、在校する児童のために早 急に教育環境の改善を求めたものであり、教育財務課において検討を重ねる中で、 敷地内での調整では校庭の確保が難しいことから、在校する児童のために早急に対 応するためには、敷地外に代替地を確保することとした。

しかしながら、市議会からは、本件は早急に対応できるものではないため、教育委員会において、将来的なビジョンを見据え、慎重に教育環境に対する整備について検討を重ねるべきであるとの意見もあり、補正予算の議案を取下げることとした。教育委員会としては、児童の教育環境を確保することが使命であり、現在の児童に対しても環境を改善する義務がある。様々な議論のなかで、現在の教育環境の改善に向けて早急に対応すべきか、現在の児童の環境を早急に改善することは難しくなるが、将来的なビジョンも見据え、検討を重ねて対応すべきかについて協議願いたい。

委 員

候補地が隣接しているのであれば、このまま対応してもよいと考えるが、候補地が離れていることを考慮し、現状と将来と両方が改善しないといけないため一考の 余地はあると考える。

委員

意見として述べるが、1つ目に、現在の児童をないがしろにすることは出来ない。在校児童に対して最善の環境を整えるのにはどうしたらよいかを考える。2つ目に、費用の問題は議論にあがるが、児童たちが10分間の休み時間に体操着に着替え、移動して体育の授業を行い、教室に戻ってきて、また着替えを行う。集団で移動するため、次の授業時間にまで影響を与えてしまう。この状況を続けることは、相当難しいと考える。時間も掛かるうえ、効率が悪いため、結果として候補地を活用しなくなることが推測できる。3つ目に、児童数の推移を見るとあと5年で減少する傾向にある。その場合は、何年借りるかは不明であるが賃貸借で対応した方が効率がよいと考える。4つ目は、体育館への渡り廊下は、塀にまで隣接させて、校舎前の砂場や花壇は別の場所へ移し、可能な限り校庭の敷地を確保する。それだけでも可能な範囲で現在の児童の教育環境の改善が図れるのではないかと考える。これらの点を踏まえると、個人的には、離れた場所に候補地を設ける対応については反対である。

委員

基準が定められている規定を改正する際に校庭の基準を満たしていない学校については、現状を維持できる旨のものであったと記憶しているが、仮に賃貸借契約で校庭面積を拡張した場合に、児童数が減少し、基準を下回ったからといって契約を終了して校庭面積を減らすことができるのか不安である。

教育総務部長

令和22年度においても現在の校庭面積では、基準を満たしていない。様々な意見を踏まえると、令和7年度辺りにおいても、児童数等の状況では校庭面積の基準を満たしていないが、単純に面積基準の話に留まらず、その間までに小中一貫校化

及び学校の統廃合等の学校のあり方について、議論するべきである。

副部長兼教育財務課長

委員からの意見も踏まえ、事務局としても検討をやり直し、改めて市長部局とも 調整していきたい。

12 その他

- (1) 議事に先立ち教育長から、議案第43号は人事に関する情報であることから、これらの審議に係る会議を公開しないこととする動議が提出され、全出席委員がこの動議に賛成し、当該審議については非公開として取扱うこととした。
- (2) 新型コロナウイルス感染症予防の対策として、審議順を変更し、報告事項を最初に審議し、それ以外の審議は、その他終了後に関係理事者(教育総務部長、学校教育部長、教育総務課長、教育財務課長、学校管理課長、教育指導課長、教育センター所長)のみで審議することとし、議案第43号は、人事に関する案件であることから一番最後に関係理事者(教育総務部長、学校教育部長、教育総務課長)のみで審議することについて、各委員承認し日程を変更することになった。
- (3) 会議録署名委員として、梶川教育長職務代理者、嶋野委員が指名された。
- (4) 次回教育委員会は、令和2年4月16日(木)午後2時開催に決定した。